

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 10 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530085

研究課題名(和文)消費者契約法の理論的考察

研究課題名(英文)Theoretical Analysis of Consumer Contract Law

研究代表者

角田 美穂子 (Sumida, Mihoko)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10316903

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：契約にかかわる消費者の法的保護の重要課題として、不動産賃貸借契約における更新料条項の有効性をめぐる契約内容の問題、および、投資サービスの販売・勧誘における説明義務・適合性原則違反の問題を中心に、ドイツ・ヨーロッパの比較法的検討を踏まえた研究成果を公表した。

については、不動産賃借人の保護については、不当条項規制における第三者関与モデルという視点から、最高裁判決の結論に対する批判的検討を行った。については、公法と私法の協働という視点を踏まえて、狭義・広義に分けて議論してきたわが国の議論を再評価すべきこと、私法理論としての多元的把握の必要性を主張した。

研究成果の概要(英文)：Two main subjects in the fields of the consumer contract law are discussed. First, how is consumer as a tenancy protected, when he/she is forced to pay the renewal fee according to the contract term, which is written in the tenant contract. The Supreme Court said the contract term is not void. But the Supreme Court Ruling is hard to justified, when one looked at the theoretical developments in German and European Unfair Terms Control and consumer protections. Second issue is the interrelations of the civil law protection of private investors and that of consumers. In Japan, the possibilities are explored, not only the duty to inform, but also the duty of suitability are to be introduced in the Consumer Contract Act of 2001, which is a special private Act for all consumer contract. The theoretical foundations of the legal protection in both fields are discussed and discovered traits common.

研究分野：民法学

キーワード：民法学 不動産賃貸借 適合性原則

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、平成 23 年 10 月 10 日の私法学会シンポジウム「消費者契約法の 10 年」において、消費者契約法 1 条のいう「情報・交渉力の格差」にかんがみた規制の正当化理由、およびその適用範囲を画する「消費者」概念について、ヨーロッパにおける議論の動向を参考にしながら、問題提起をおこなった。その準備のためにおこなったヨーロッパでの現地調査において、ヨーロッパにおいてもわが国とほぼ同じタイミングで同種の議論状況がダイナミックに展開していることを知った。本研究は、研究代表者自身がおこなった問題提起をフォローする必要性を強く感じたことに加え、ヨーロッパにおける情報交換の過程において、日本の議論状況についても、ヨーロッパの研究者が強い関心を示したことで、わが国からの情報発信、および、より強固な学術交流の必要性を感じたことから着想に至った。

2. 研究の目的

本研究は、消費者契約法の存在理由・規制の正当化根拠、および、「消費者」概念を中心に、日本における消費者法の発展の方向性を探るための基礎理論的研究を行うことを目的とする。民法(債権関係)改正論議が進展しているなかで、その議論状況をにらみつつ、契約法の現代化という視点よりはむしろ、日本における消費者法の現代化という視点から、消費者契約法の 10 年間の運用の意味を考察し、今後の発展の方向性を探ることを目指す。各論的課題として、不動産賃貸借契約をめぐる裁判例が消費者契約法適用事例のなかで一大領域を形成していることが「賃借人」保護のあり方にもたらすインプリケーションについても検討する。

3. 研究の方法

平成 24 年度は、日本私法学会シンポジウム「不動産賃貸借の現代的課題」における研究発表が予定されていたこともあり、各論的課題である不動産賃貸借の「賃借人」が消費者契約法の適用を争う事案が増大していることの理論的インプリケーションを検討した。賃借人保護を「社会法」の問題として捉えてきた従来の考え方、借地借家法の「強行法規」の意味について再検討したうえで、ヨーロッパにおける賃借人をめぐる消費者問題とその理論枠組みについての知見を活用して、消費者契約法 10 条に関する最高裁判決を批判的に検討した。

平成 25 年度以降は、適合性原則の消費者契約法への導入可能性の検討を行った。金融危機以降の個人投資家を「消費者」として保護する考え方が強化されるなか、改革論議が私法理論にどのような理論的インプリケーションをもたらすのかを研究した。検討に当

たっては、日本における消費者法の現代化の方向性を探るという視点を基軸に据えながら、民法(債権関係)改正の審議状況、消費者法の改正論議等のがわが国の動向のみならず、ほぼ同じタイミングで展開しているヨーロッパの動向を注視しつつ、研究を進めた。

4. 研究成果

契約にかかわる消費者の法的保護の重要課題として、(1)不動産賃貸借契約における更新料条項の有効性をめぐる契約内容の問題、および、(2)投資サービスの販売・勧誘における説明義務・適合性原則違反の問題を中心に、ドイツ・ヨーロッパの比較法的検討を踏まえた研究成果を公表した。

(1)について

消費者契約法が施行されて 10 年以上が経過したが、そのなかで不動産賃貸借契約をめぐる裁判例が圧倒的な存在感を示している。消費者契約法は、賃借人保護という古くからある課題に何をもたらしたのか。また、消費者契約法の解釈適用の課題として、何をもたらしたのか、を検討した。

結論としては、消費者契約法は、敷金や礼金、更新料という賃料以外の金銭的負担という従来から見られた取引慣行に、市場における公正性テストに耐え得るのかという視点からの法的審査を行ったと評価することができる。このことは、住居不動産賃貸市場の構造的変化を経て、従来の賃借人保護法理を支えてきた「経済的弱者」としての賃借人という像は今日ではもはや妥当せず、市場のルールとしての消費者契約法によって律せられるようになったことを意味する。ただし、平成 23 年に相次いで現れた敷引条項と更新料条項をめぐる最高裁判決は、住居不動産賃貸市場の構造的変化をもっぱら需給バランスの変化(住居の絶対的不足から空家率上昇の時代へ)に収れんさせて捉えており、仲介業者の役割が変化していることには十分な考慮が払われていないことを明らかにした。以上の問題意識から、ドイツ・ヨーロッパ法の議論を参考に、「不当条項規制における第三者関与モデル」を提唱した。

(2)について

適合性原則とは、顧客の属性(知識・経験・財産状態・契約の目的)に適合しない商品・サービスを勧誘してはならないとのルールである。アメリカの証券取引の領域における自主規制や行政監督ルールに起源を有するこの投資家保護ルールは、今日、金融サービスの領域におけるグローバル・スタンダードとなっている。わが国においても、適合性原則は、金融サービスの領域における販売・勧誘ルールの中核をなし、金融危機を経て一層の重要性を獲得しつつあるが、同時に、消費者法や民法(債権関係)改正における適合性

原則の要請の部分的な実現、更には、消費者契約一般に適用のある特別民事法である諸消費者契約法への導入が立法論として検討されるなど、投資家保護の領域を超えて、消費者保護のルールへと変貌も遂げつつある。このような発展は、他国に例を見ないわが国特有のものである。

このような複合的な発展を遂げつつある適合性原則について、ドイツ法の比較法的検討、それも、19世紀末から近時の金融危機後の規制改革に至るまでの120年余りにわたる法発展を追いながら、投資家保護と消費者保護の交錯に光を当てて、個人の権利救済を実現する民事ルールとしての「適合性原則」の可能性について検討を加えた。

結論としては、公法と私法の協働という視点を踏まえて、狭義・広義に分けて議論してきたわが国の議論を再評価すべきこと、私法理論としての多元的把握の必要性を主張した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 11 件)

— 角田美穂子、「適合性原則」と情報提供モデルの限界、先物・証券取引被害研究、44号、2015年、19～32頁、査読無

— 角田美穂子、国際的な消費者保護と日本法、長谷部泰男ほか編・岩波講座・現代法の動態、第4巻、国際社会の変動と法(図書所収論文)、2015年、25～49頁、査読無

— Mihoko Sumida, Boersenhaftung fuer unterlassene Einstellung des Handels bei Stoerung des EDV-Handelssystems im Fall eines Mistrades: MIZUHO Wertpapier AG (MIZUHO) vs. Tokyo Stock Exchange (TSE), OLG Tokyo, Urteil v. 24. Juli 2013, Zeitschrift fuer japanisches Recht, Vol.19 No. 38, 2015, pp.235-247. 査読無

— 角田美穂子、契約締結説明義務違反に基づく損害賠償、別冊ジュリスト224号・民法判例百選、2015年、10～11頁、査読無

— 角田美穂子、仕組債(ノックインプット・エクイティリンク債)を販売した証券会社の説明義務(東京地判平24・11・12金法1969号106頁)、金融法学会編集・金融判例研究24号、2014年、63～66頁、査読無

— 角田美穂子、適合性原則違反と不法行為責任(2)(名古屋地判平22・9・8金法1914号123頁)、金融商品取引法判例百選 別

冊ジュリスト214号、2013年、43～44頁、査読無

— 角田美穂子、ドイツ法曹大会傍聴記
ドイツ消費者法の将来像、NBL、994号、2013年、22～27頁、査読無

— 角田美穂子、更新料条項と消費者契約法10条(最判平23・7・15民集65巻5号2269頁)、民事判例、5巻、2012年、124～127頁、査読無

— 角田美穂子、賃借人のシルエット 消費者法の視座から、NBL、983号、2012年、50～60頁、査読無

〔学会発表〕(計 6 件)

— 角田美穂子、適合性原則と私法理論の交錯、金融庁金融研究センター・金曜ランチオン、2015年4月24日、金融庁(東京都千代田区)

— 角田美穂子、EUにおける契約法の統一、国際経済法学会2014年大会シンポジウム「地域経済統合と法の統一」、2014年11月1日、西南学院大学(福岡県福岡市)

— 角田美穂子、「適合性原則」と情報提供モデルの限界 ドイツ・ヨーロッパ法の視点から、全国証券問題研究会、2014年9月5日、奈良県新公会堂(奈良県奈良市)

— 角田美穂子、不当条項規制における第三者関与モデル 更新料条項をめぐる最高裁判決を手掛かりに、司法研修所民事裁判教官セミナー、2013年4月12日、司法研修所(埼玉県和光市)

— 角田美穂子、賃借人のシルエット 消費者法の視座から、日本私法学会2012年大会シンポジウム「不動産賃貸の現代的課題」、2012年10月13日、法政大学(東京都千代田区)

〔図書〕(計 6 件)

— 角田美穂子、適合性原則と私法理論の交錯、商事法務、2014年、全416頁

— 河上正二編著、大澤彩・沖野眞巳・鹿野菜穂子・北村純子・角田美穂子・千葉恵美子・中田邦博・平尾嘉晃・丸山絵美子・山本健司、消費者契約法改正への論点整理、信山社、2013年、全440頁、49～66頁、144～162頁

— 小野秀誠・滝沢昌彦・小粥太郎・角田美穂子編著、松本恒雄先生還暦記念論文

集・民事法の現代的課題、商事法務、2012年、全 1242 頁、157～187 頁

- Mihoko Sumida, Case No.11 Civil law - Consumer Contract Act - Case That Decided whether Gold Futures Prices Are 'Important Matters' under the Consumer Contract Act, in: Moritz Baelz et al (eds.), Business Law in JAPAN, Kluwer, 2012, pp.103-109.
- 内田貴(監訳)、石川博康・石田京子・大澤彩・角田美穂子訳、共通欧州売買法(草案)、2012年、商事法務、全 145 頁、60～100 頁担当

〔その他〕

金融庁金融研究センター
金曜ランチョン
<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html>

National Report for Japan
<http://www.tenlaw.uni-bremen.de/>
EUの不動産賃貸借に関する研究プロジェクトにアドバイザーとして参加し、日本法の
カントリーレポート監修。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

角田 美穂子 (SUMIDA, Mihoko)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：10316903